

令和4年度東京都予算等に対する要望書

東京土地家屋調査士会

東 調 業 発 第 1 2 号
令 和 3 年 1 0 月 2 5 日

東京都知事

小 池 百 合 子 様

住 所 東京都千代田区神田三崎町一丁目
2 番 1 0 号 土地家屋調査士会館

団 体 名 東京土地家屋調査士会

代表者名 会 長 佐々木 義 徳



令和 4 年度東京都予算等に対する要望書

錦秋の候、小池都知事におかれましては、ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は、当会の運営につきましてご高配を賜り御礼申し上げます。

この度は、コロナ禍の折り、貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。標記のことにつきまして、下記のとおり要望いたしますので善処くださいますようお願い申し上げます。

記

<要望事項>

1. 都所有建物の建物表題登記の推進について

東京都の所有する未登記建物につきましては、予てより不動産登記法の主旨に則った都有財産の保全等のため積極的な活用を行っていただきたく、東京都所有建物の建物表題登記の推進を要望させていただいてまいりましたが、不動産登記法の一部を改正する法律（昭和 3 5 年 3 月 3 1 日法律第 1 4 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、表示に関する登記の申請義務が当分の間は適用しないこととされていること等から、東京都におかれましては「公有財産台帳」により管理をされていると伺っております。

登記された民間が所有する土地・建物に関する情報については、容易に法務局・地方法務局を通じて入手することが可能ですが、東京都が所有する土地・建物についての詳細情報は「公有財産台帳」をもって公表されてはいるものの、都民が実態を把握するには十分な内容とは言えないものと思料いたします。

現代の情報社会においては「知る権利」や「その情報の取得」は重要な関心事となっており、このような D X に則した時代の流れを踏まえ、権利の保全・明確

化をする必要性からも、東京都のお考えは重々承知しておりますが、まずは今後新規に建築する建物の「建物表題登記」を推進していただきたく、要望させていただきます。

2. 地籍調査事業の更なる推進と同事業における土地家屋調査士の活用について

地籍調査事業については、土地の境界を明確にすることにより、災害復旧の迅速化や民間都市開発の推進等に寄与できることから、東京都におかれましては、同事業を行っている区市町村に対し補助金を交付され、区市町村営事業として推進されていると伺っております。

その一方で、同事業の都内の進捗状況は約25%程度に留まっており、都市計画や道路行政の円滑な実施のため、同事業の更なる推進と、土地家屋調査士法において「不動産に係る国民の権利の明確化」を「目的」に掲げる我々土地家屋調査士を引き続きご活用いただけるよう、要望させていただきます。

また、地籍調査事業への従事に当たり、個人情報保護に関するプライバシーマークの取得を求める区市町村が散見される状況にありますが、土地家屋調査士法には「秘密保持の義務」が課せられており、日ごろから個人情報等の厳密な取扱いを行っております。

つきましては、土地家屋調査士が地籍調査事業に従事する際には、その要件からプライバシーマークの取得を免除していただきますよう、重ねて要望させていただきます。

【参考】

○ 土地家屋調査士法

(秘密保持の義務)

第24条の2 調査士又は調査士であった者は、正当な事由がある場合でなければ業務上取り扱った事件について知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(調査士に対する懲戒)

第42条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- (1) 戒告
- (2) 2年以内の業務の停止
- (3) 業務の禁止

[罰則]

第71条の2 第24条の2の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3. 境界立会いの義務化について

土地家屋調査士にあつては、日常業務において「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与」（土地家屋調査士法第1条）すべく、関係土地所有者等の立会いを実施し、現地にて境界確認作業を行っておりますが、様々な事情から境界立会いに応じていただけないことも多く、昨今は境界確認の重要性に対する認識の欠如から、「地籍調査事業」及び、「不動産登記法第14条第1項地図作成作業」といった行政機関による境界立会い要請にさえも応じていただけないケースが散見されると聞き及んでおります。

今後、こうした事態が常態化すれば、境界未定の土地が増え、不動産の円滑な取引のみならず、東京都はもとより区市町村においても、上記事業や「災害復旧の迅速化や民間都市開発の推進」等にも影響が生じることが懸念されます。

よって「境界立会いの義務化の実現」に向け、幅広く国民から意見を求めながら、研究・検討を行うべく、様々な立場の皆様と勉強会・協議会等を開催させていただくこととしました。そこで都議会議員・東京都職員の方々にも積極的な勉強会・協議会へのご参加やご意見等も賜りたく、ご理解とご協力をいただきたく要望させていただきます。

以 上